

必要な手続き

今後、年金記録が訂正される方

年金の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

- できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項が書かれた用紙を9月から順次発送します。
- **今すぐに手続きをしていただくこともできます。** その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出（または郵送）ください。

※郵送で手続きをされる際に必要となる用紙は、下記の問い合わせ先から取り寄せていただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしてください。

※手続きから支払いまでの期間は、2～3か月程度です。

支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをします。

問い合わせと手続き

手続き方法など、詳しくは、下記へお問い合わせください。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でも詳しい制度内容を案内しています。

問い合わせと手続きの窓口 四日市社会保険事務所 〒510-8543 四日市市十七軒町17-23 ☎059-353-5516
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

年金記録確認第三者委員会が 設置されました

確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などのない方々のために、ご本人の立場に立って公正に判断する「年金記録確認第三者委員会」がスタートしました。

この判断が尊重され、みなさんの年金の額を適正に確認します。

さらに、身近なところで対応できるよう、三重行政評価事務所に「年金記録確認三重地方第三者委員会」を発足させました。

最寄りの社会保険事務所で、「年金記録確認三重地方第三者委員会」への申し込みを受け付けています。

詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) でも案内していますのでご覧ください。

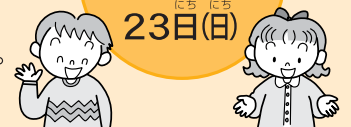
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

子どもの人権110番 (全国共通) ☎0570(070)110

受付時間 午前8時30分～午後7時 ※土・日曜日 午前10時～午後5時

「いじめ」など子どもの人権に関する相談電話。悩みや疑問があったらお聞かせください。

津地方法務局職員または人権擁護委員(子どもの人権専門委員)がお受けします。



育てよう 一人一人の 人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に

☎津地方法務局 人権擁護課 ☎059-228-4193 (PHS・IP電話からは接続できません)